

第139回市議会（定例会）提出議案について

議案19件（一般16件，条例2件，補正予算1件）

- 1 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 2 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 3 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 4 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 5 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 6 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 7 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 8 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 10 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 11 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 12 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 13 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 14 気仙沼市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律に基づき、任期が本年7月20日からとなる農業委員会の委員の任命について、議会の同意を求めるものです。

15 財産の取得について

老朽化した消防団車両の更新に当たり、4消防屯所（第5分団上八瀬消防屯所、第5分団廿一消防屯所、第11分団小泉浜区消防屯所、第13分団館岡消防屯所）に配備するため、小型動力ポンプ付軽積載車を取得するものです。

16 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法の規定により提案するものです。

17 気仙沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

本市以外の区域に派遣され、災害応急対策または災害復旧対応の業務に従事する職員に対し災害応急作業等派遣手当を支給するなど、所要の改正を行うものです。

18 気仙沼市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる資産の取得期限を延長するため、所要の改正を行うものです。

19 令和6年度気仙沼市一般会計補正予算

※ 補正予算は、別紙により説明します。

行政報告 1件

1 令和5年度各種会計出納閉鎖の状況について

報告 5件

- 1 令和5年度気仙沼市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和5年度気仙沼市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 3 令和5年度気仙沼市魚市場特別会計繰越明許費繰越計算書
- 4 令和5年度気仙沼市水道事業会計予算繰越計算書
- 5 令和5年度気仙沼市下水道事業会計予算繰越計算書

配付 1件

- 1 指定管理者から提出された「公の施設の管理に関する事業報告書」

令和6年度 一般会計 6月補正予算(案)

補正前予算額	38,147,120 千円
補正予算額	1,321,417 千円
補正後予算額	39,468,537 千円

〈補正の概要〉

歳出予算

〔主な事業〕

1 新庁舎建設事業 57,000 千円

老朽化した市役所本庁舎について、令和9年度の完成を目指し、移転・新築を行う。

・概要

- (1) 建設地 気仙沼市田中177番外7筆
- (2) 敷地面積 26,602.01㎡
- (3) 建物構造 鉄骨造(準耐火建築物)(庁舎棟)
- (4) 延床面積 9,222.19㎡(庁舎棟)
- (5) 階数 地上4階/地下1階
- (6) 施設構成 庁舎棟, 付属棟, 駐車場外
- (7) 実施内容 造成工事, 建築本体工事, 電気設備工事, 機械設備工事, 外構工事外
- (8) 事業費 9,187,000千円(令和6年度から令和9年度まで:債務負担行為設定)

2 コミュニティ助成事業補助金 6,100 千円

一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品等の整備を行う自治組織に対して補助を行うことで、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図る。

・補助対象組織:3団体

浪板二区自治会, 高屋敷自治会, 中井公友会

3 旭が丘学園児童棟改築事業補助金 1,800 千円

入所児童の社会的自立を支援するため、児童養護施設の機能の充実を図るべく、改築費用の一部を補助する。

(1) 事業主体 社会福祉法人 旭が丘学園

(2) 補助対象事業の概要

国の児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護推進の方針に基づき、児童棟を大舎制からユニット制へ移行するとともに地域交流スペースを整備する(新棟建築, 旧棟解体)。

①構造等 RC3階 延べ床面積1,072㎡(現在 RC2階 延べ床面積617㎡)

②工事費 566百万円(概算)

③事業期間 令和6年度から令和8年度まで(予定)

(3) 市補助金額 30,000千円(令和6年度から令和8年度まで:債務負担行為設定)

4 新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業 169,014 千円

高齢者等を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種機会を確保し、感染による発病及び重症化の予防を図る。

令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種について、予防接種法上の市町村が行う定期接種(B類疾病)に位置付けられたことから、医療機関に委託して実施する。

(1) 対象者・人数(接種見込人数)

①65歳以上の方 23,306人(14,000人)

②60歳以上65歳未満のうち、一定の基礎疾患を有する方 300人(300人)

(2) 接種回数 年1回(時期は秋冬)

(3) 接種費用 1回当たり 15,300円(うち自己負担 3,500円)

5 出産時交通費等助成事業(拡充) 1,727 千円

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦の身体的・経済的負担を軽減し、安心して出産できる支援環境の充実を図る。

(1) 対象者 市内に住所を有し、以下のいずれかの要件に該当する方

①市内の産科医療機関の医師の判断により、市外の施設で出産する必要があること

②里帰り先等から最寄りの施設まで概ね60分以上の移動時間を要すること

(2) 助成内容

出産時の交通費、宿泊費の助成に加え、以下の交通費を助成する。

・妊婦及び産婦健診時: 移動に要した費用(往復)の8割を助成(上限7回)

(3) 助成見込件数 50件

6 不妊検査費・不妊治療費助成事業 3,060 千円

不妊検査・不妊治療を希望する夫婦の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

(1) 対象者

①申請日において、法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦

②治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること

③申請日において、夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が市内に住所を有すること

(2) 助成内容

①不妊検査費助成(新規)

不妊検査に要する費用を助成する。

助成額(回数): 上限3万円(夫婦1組につき1回)

②不妊治療費助成(拡充)

保険適用となる治療に要する自己負担分の全額助成に加え、併用して行われた先進医療に要する費用の一部を助成する。

助成額(回数): 上限5万円(保険診療の回数に準ずる)

(3) 助成見込件数

不妊検査費助成 10件, 不妊治療費助成 55件

7 亀山魅力向上事業 122,200 千円

亀山山頂へのアクセス手段となるモノレール等の整備と並行し、亀山一帯が観光の目的地としてより魅力的となるよう、景観を堪能できる施設の充実を図る。

亀山山頂への来訪者がくつろいだ状態で展望を楽しめる開放的なテラス整備

(A=403㎡)外

8 道路新設改良事業 285,670 千円

安全・安心なまちづくりの形成に向け、計画に基づき市道整備を推進するとともに、ライフサイクルコストの縮減を目指し橋梁点検を行う。

- (1) 道路整備事業(小鯖鮪立線外7路線)
- (2) 橋梁点検(95箇所)

【物価高騰対応重点支援給付金事業(国交付金事業)】

9 物価高騰対応重点支援給付金事業(低所得者支援及び定額減税補足給付) 446,143 千円

物価高騰の影響を受けた住民の負担軽減のため、給付金を支給する。

- (1) 令和6年度新たな非課税世帯等給付
 - ① 給付対象世帯
基準日(令和6年6月3日)において、新たに世帯全員分の令和6年度住民税が非課税となった世帯(住民税非課税世帯)、又は、新たに令和6年度住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯(均等割のみ課税世帯)
※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯を除く。
※令和5年度非課税世帯または令和5年度均等割のみ課税世帯給付対象世帯を除く。
 - ② 給付額 1世帯当たり一律10万円
 - ③ 対象見込世帯数 1,360世帯(非課税世帯820世帯、均等割のみ課税世帯540世帯)
- (2) 定額減税補足給付
 - ① 給付対象者
定額減税の対象者で、定額減税可能額(※1)が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分住民税所得割額」を上回る方
※1 定額減税可能額とは
所得税分=3万円×減税対象人数(※2)
住民税分=1万円×減税対象人数(※2)
※2 減税対象人数とは
納税者本人+扶養親族数(控除対象配偶者含む)
 - ② 給付額 次の(ア)と(イ)の合計額(1万円単位で切り上げて給付)
(ア)所得税分控除不足額 = 定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額
(イ)住民税分控除不足額 = 定額減税可能額 - 令和6年度住民税額
 - ③ 対象見込者数 14,000人(本人並びに控除対象配偶者及び扶養親族数)
- (3) 給付時期 令和6年8月から順次支給予定

10 物価高騰対応重点支援給付金事業(子ども加算分) 13,600 千円

物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得の子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、給付金(子ども加算分)を支給する。

- (1) 給付対象世帯 令和6年度新たな非課税世帯等給付の対象となる世帯
- (2) 給付対象者 給付対象世帯において扶養されている18歳以下の児童
- (3) 給付額 児童1人当たり5万円
- (4) 対象見込児童数 272人
- (5) 給付時期 令和6年8月から順次支給予定

歳入予算

国庫支出金 920,540千円、県支出金 85,485千円、諸収入 128,280千円、市債 181,500千円 等